

## 建築確認申請等事務取扱交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、市町村長を経由する建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請および計画通知（以下「建築確認申請等」という。）について、事務の円滑な運営を図るため、市町に対して予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付金の対象となる申請)

第2条 交付金の対象となる申請は、次に掲げるもののうち、毎年1月1日から12月31日までの間において市町を所轄する土木事務所ごとに建築主事が受理したものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の2第1項および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認の申請（手数料を減免したものを除く。）
- (2) 建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項、第87条の2第1項および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（手数料を減免したものを除く。）

### (交付金の算定)

第3条 知事は市町に対し建築確認申請等の件数に別表に定める額を乗じて得た金額を交付するものとする。

### (実績報告)

第4条 交付金の対象となる申請等を取り扱った市町長は、建築確認申請等經由事務取扱実績報告書（別記様式第1号、以下「実績報告書」という。）を知事が定める日までに、所轄の土木事務所長を経由して知事に提出しなければならない。また、実績報告書は交付金の申請を兼ねているものとする。

- 2 土木事務所長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは相違ない旨の証明を付して、知事に送付しなければならない。

### (交付決定)

第5条 知事は前条の実績報告書を審査し、適当と認めたときは交付金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第2号）により該当市町長に通知するものとする。また、交付金の決定は額の確定を兼ねているものとする。

### (交付金の請求)

第6条 交付金の交付を受けようとする市町長は、知事が定める日までに交付金交付請求書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付金を交付するものとする。

### (交付金の整理)

第7条 市町長は交付金の交付を受けたときは、その経理について明確に記載しておかなければならない。

### (標準処理期間)

第8条 第5条の交付決定通知書は第4条の建築確認申請等經由事務取扱実績報告書の提出があった日から30日以内に行うものとする。

### 付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行し、平成16年度の交付金から適用する。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成18年12月25日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。
- 2 平成18年度分の交付金における第2条および第4条第1項の規定の適用については、第2条中「毎年」とあるのは「平成18年」と、「ごとに」とあるのは「ごとに（平成18年1月1日から同年3月19日

までの間の滋賀郡の区域におけるものにあつては、同期間に大津土木事務所において」と、第4条第1項中「経過して」とあるのは「経過して（大津市にあつては、直接）」とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の交付金から適用する。
- 2 平成20年度分の交付金における第2条の規定の適用については、第2条中「毎年1月1日」とあるのは「平成20年1月1日（但し、第2号に掲げるものにあつては、平成20年4月1日）」とする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

別 表

申 請 の 区 分	1 件 当 た り の 額
建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の2第1項および第88条第1項において準用する場合を含む）の規定による建築確認の申請	700円
建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項、第87条の2第1項および第88条第1項において準用する場合を含む）の規定による計画の通知	700円

(様式第1号)

建築確認申請等經由事務取扱実績報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印

年建築確認申請等經由事務取扱件数を次のとおり報告します。

月 別	建築確認 (件)	計画通知 (件)
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
計		

上記のとおり相違ないことを認める。

年 月 日

長 印

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

(市 町 長) 様

滋賀県知事

年建築確認申請等事務取扱交付金の交付決定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記交付金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条、および、建築確認申請等事務取扱交付金交付要綱第5条の規定に基づき下記により交付することに決定したので通知します。

記

建築確認申請等事務取扱交付金 金 円

(1) 建築確認申請取扱件数 \_\_\_\_\_件 × 円 = \_\_\_\_\_円

(2) 計画通知取扱件数 \_\_\_\_\_件 × 円 = \_\_\_\_\_円

(様式第3号)

# 請求書

年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印

年建築確認申請等事務取扱交付金として、下記のとおり請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

(内 訳)

(1) 建築確認申請取扱件数 \_\_\_\_\_ 件 × \_\_\_\_\_ 円 = \_\_\_\_\_ 円

(2) 計画通知取扱件数 \_\_\_\_\_ 件 × \_\_\_\_\_ 円 = \_\_\_\_\_ 円